

太田市道路台帳図電子化及び公開型 GIS 導入業務委託に係る プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、太田市道路台帳図電子化及び公開型 GIS 導入業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2 委託の概要

(1) 委託の名称

太田市道路台帳図電子化及び公開型 GIS 導入業務委託

(2) 委託の内容

別紙「太田市道路台帳図電子化及び公開型 GIS 導入業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。なお、仕様書に規定する内容は、道路台帳図電子化及び公開型 GIS 導入の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項について提案を妨げるものではない。実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書をもとに、市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 委託料上限額

486,475,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本事業には、令和 8 年度地域未来交付金（デジタル実装型 TYPEA）の活用を予定している。

交付金をより有効に活用するため、令和 8 年度事業の充実を図るものとする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5 受託候補者の選定方法

太田市道路台帳図電子化及び公開型 GIS 導入業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査のうえ各参加者の順位を決定し、第 1 位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。

また、市が設定する委託上限額を超える提案を行った参加事業者は審査対象とならない。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たした者とする。

- ① 令和7年12月22日現在、太田市入札参加資格者名簿「物品・役務」に登録され、令和8年度以降も太田市入札参加資格を有すること。
- ② 以下の全ての資格を有していること。
 - (1) 情報セキュリティマネジメントシステム認証登録 ISO 27001
 - (2) 個人情報保護マネジメントシステム認証登録 JIS Q 15001
 - (3) 品質マネジメントシステム JIS Q 9001
 - (4) IT サービスマネジメント ISO 20000
 - (5) ISMS クラウドセキュリティ認証 ISO 27017
- ③ 群馬県内に測量士を常駐している本店又は支店、営業所があること。
- ④ 測量法（昭和24年法律第188号）第55条により、測量業者としての登録を受けている者であること。
- ⑤ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（旧デジタル田園都市国家構想交付金）を活用し、道路台帳電子化及び公開型GIS構築を行った実績を有していること。
- ⑥ 過去10年以内に路線延長1,000km以上の道路台帳図電子化の実績を有していること。
- ⑦ 再委託する場合は、一部作業の再委託を行えるものとし、各項目すべてを再委託することは認めない。なお共同企業体（JV）による申し込みは受け付けない。
- ⑧ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- ⑩ 太田市の契約に係る太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

7 スケジュール

内容	日程
(1) 公告（仕様書の）公表	令和7年 12月22日（月）
(2) 質問書の提出期限	令和8年 1月6日（火）17時必着
(3) 参加表明書の提出期限	令和8年 1月9日（金）17時必着
(4) 質問に対する回答	令和8年 1月9日（金）予定
(5) 企画提案書等の提出期限	令和8年 1月20日（火）17時必着
(6) 一次審査結果通知	令和8年 2月2日（月）予定
(7) プрезентーション	令和8年 2月12日（木）
(8) 結果通知	令和8年 2月24日（火）予定
(9) 契約締結	令和8年 4月1日（水）予定

※スケジュールは予定であり、市の都合により変更する場合がある。

8 参加表明書（能力評価）

提出書類

書類名	様式	備考
① 参加表明書	様式1	
② 業務実績書 (道路台帳図電子化)	様式3-1	過去10年以内（H27～R6）の道路台帳図電子化業務実績を記載（5件以内）
③ 業務実績書 (公開型GIS)	様式3-2	過去10年以内（H27～R6）の公開型GIS構築実績を記載（5件以内）
④ 主任技術者経歴書	様式4	過去10年以内（H27～R6）の道路台帳図電子化、公開型GISの構築の実績を5件以内記載すること（なお、道路台帳図電子化及び公開型GIS業務を1件以上記載すること）
⑤ 照査技術者経歴書	様式5	過去10年以内（H27～R6）の道路台帳図電子化、公開型GIS構築で各々の実績を5件以内記載すること（なお、道路台帳図電子化、公開型GISとともに1件以上記載すること）
⑥ 会社概要	任意様式	企業認証なども添付すること。 6 参加資格 ②に記載している（1）～（5）の資格に関して、認証取得が分かる公的機関からの認証（写し）も提出すること

※受付期間内に参加表明書を提出していない者からの応募（提案書の提出）は受け付けない。

（1）提出期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月9日（金）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時～午後5時

（ただし、正午～午後1時を除く）

（2）提出方法

持参又は郵送（期間内必着）にて提出。

（3）提出場所

太田市 都市政策部 道路整備課

住 所 〒373-8718 太田市浜町2番35号 高層棟8階

電 話 0276-47-1835（直通） FAX 0276-47-1884

メール 030900@mx.city.ota.gunma.jp

9 企画提案書（提案評価）

（1）提出書類

書類名	様式	備考
① 企画提案書表紙	様式6	
② 企画提案書	様式任意	
③ 参考見積書	様式7 及び 様式任意	「10 参考見積書」参照

（2）企画提案書体裁

- ① 表紙には、表題として「太田市道路台帳図電子化及び公開型 GIS 導入業務委託 企画提案書」と記載すること。
- ② 日本語で記載し、目次及びページ番号を付与すること。
- ③ 図表番号等については図と表それぞれの連番とし、図表の題名を付与すること。
- ④ 日本工業規格 A4（縦）として、横書きで記載し、両面印刷で提出すること。（ただし、工程表は A3（横）でも構わないものとするが、ページ数は 2 ページとしてカウントすること。）
- ⑤ 後述の提案項目内容を 20 ページ以内にまとめること（表紙、目次はページ数には含めない）。
- ⑥ 文字サイズは 10.5 ポイント以上とする（図表中の文字については除く）。フォントの指定はなし。
- ⑦ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど見やすく明確な企画提案書を作成すること。
- ⑧ 提出部数は次の通りとする。
 - ・正本 1 部
 - ・副本 7 部
 - ・電磁記録媒体 1 部

（3）提案項目

仕様書を踏まえ、企画提案書を作成すること。また、企画提案書内では次の事項を明らかにすること。なお、⑥自由提案に関しては本業務内の委託料で実施する内容を記載すること。

- ① 業務の実施方針
- ② 実施フロー、作業工程表
- ③ 業務実施体制
- ④ 道路台帳図電子化
- ⑤ 公開型 GIS 構築・システム保守
- ⑥ 自由提案

（4）提出期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月20日（火）17時まで

（5）提出方法

「18 担当部署」宛てに、郵送又は持参で提出すること。

郵送の場合、提出期間内に必着した書類のみ受け付ける。提出期限後における追加資料の提出は認めない。

（6）提出された書類の取扱い

提出された書類は返却しない。また、市は、提出された書類を、本プロポーザルにおいて優先交渉権者を選定するために限り使用するものとし、それ以外の用途では使用しない。

10 参考見積書（価格評価）

本業務を受注するにあたり希望する契約金額について、様式7に事業及び年度ごとの見積金額を記載し、各内容についての参考見積書を提出すること。その際、消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込で記載すること。

11 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

（1）受付期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月6日（火）17時必着

（2）提出方法

質問事項は、「様式2 質問書」に必要事項を記入し、「18 担当部署」宛てに電子メールで提出すること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

なお、電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」とし、送信確認の電話連絡を行うこと。

（3）回答

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて質問回答書にとりまとめ、全応募者に対し、令和8年1月9日（金）に、電子メールにより通知するものとする。

12 審査

（1）第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、選定委員会による第一次審査を実施し、その評価点が上位の3者においてプレゼンテーション及び価格評価による第二次審査を行う。なお、第一次審査の結果は令和8年2月2日（月）までに通知する。

（2）第二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査通過者に対し、選定委員会による第二次審査を実施し、契約を締結する優先交渉権者を選定する。

（3）審査方法

評価基準に基づき総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。

(4) 審査基準

評価基準	
1 執行体制・実績	業務実績
	実施体制
	業務管理（スケジュール）
	配置予定技術者
	情報セキュリティ対策
2 企画提案の内容 (適格性、実現可能性)	(道路台帳図) 実施方法
	(道路台帳図) データ品質の確保
	(道路台帳図) 電子化の課題と解決
	(公開型 GIS) 構築方法
	(公開型 GIS) 運用及び保守
	(公開型 GIS) 導入支援
	自由提案
3 見積価格	参考見積書の妥当性

(5) 審査結果

プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。通知は、郵送及び電子メールにより、令和8年2月24日（火）に発信することを予定している。

1.3 プrezentation

プレゼンテーションによる審査は以下の通りとする。なお、詳細については別途参加者に通知する。

(1) 日時・会場

日時 令和8年2月12日（木）

会場 太田市役所 高層棟 12F

(2) プrezentation時間

準備 5分以内

説明 30分以内

質疑応答 10分以内

片付け 5分以内

(3) 参加人数

参加人数は、業務実施体制に記載がある者から選定とし、3人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

(4) 注意事項

プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。プレゼンテーションにあたり、市が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

1.4 契約

- (1) 市から通知を受けた優先交渉権者は随意契約の締結に向け、審査結果を踏まえ、市と委託に係る詳細について協議する。
- (2) 優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を市に提出し、市は随意契約の手続を行う。なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。

1.5 辞退

企画提案等を提出後、本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、速やかに「様式8 辞退届」を提出すること。市が辞退届を受領した時点で、参加資格を失うものとする。

1.6 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は失格とし、参加資格を失うものとする。

- (1) 参考見積書の金額が記載する「3 委託料上限額」を超過している場合
- (2) 契約締結までに「6 参加資格」に記載の要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合

1.7 特記事項

- (1) 本市の統計資料は、いずれも太田市ホームページに掲載されているものを入手すること。
- (2) 提案書等の作成・提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 参加者の中に適格者がいないときは、契約候補者を特定しない場合がある。
- (6) 契約締結後においても、受注者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、市は受注者との契約を解除することができる。
- (7) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。
- (8) 提出された書類について、その著作権は参加者に帰属する。ただし、太田市情報公開条例（平

成17年条例第10号)の規定に基づき、情報公開の対象となる。

(9) 審査結果(参加者数、点数、順位)は公表する。ただし、優先交渉権者以外の参加者名は公表しない。

(10) 本事業には、令和8年度地域未来交付金(デジタル実装型TYPEA)の活用を予定している。

(11) 本事業の契約には、令和8年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

1.8 担当部署

太田市 都市政策部 道路整備課

住 所 〒373-8718 太田市浜町2番35号 高層棟8階

電 話 0276-47-1835(直通) FAX 0276-47-1884

メール 030900@mx.city.ota.gunma.jp

担 当 嶋田、町田